

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 1 号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例をここに公布する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

(会議の公開)

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(平 23 条例 50・令 4 条例 41・一部改正)